

地震対策編

牧之原市地域防災計画 地震対策編

目 次

第1章 総則	地震-	1
第1節 計画の主旨	地震-	1
第2節 過去の顕著な災害	地震-	2
第3節 予想される災害	地震-	8
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	地震-	17
第2章 平常時対策	地震-	25
第1節 防災思想の普及	地震-	25
第2節 自主防災活動	地震-	25
第3節 地震防災訓練の実施	地震-	25
第4節 地震災害予防対策の推進	地震-	26
第3章 地震防災施設緊急整備計画	地震-	37
第1節 地震防災施設整備方針	地震-	37
第2節 地震対策緊急整備事業計画	地震-	40
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	地震-	41
第4章 災害応急対策	地震-	42
第1節 防災関係機関の活動	地震-	42
第2節 情報活動	地震-	43
第3節 広報活動	地震-	43
第4節 緊急輸送活動	地震-	44
第5節 広域応援活動	地震-	44
第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動	地震-	44
第7節 避難活動	地震-	44
第8節 社会秩序を維持する活動	地震-	45
第9節 交通の確保対策	地震-	45
第10節 地域への救援活動	地震-	45
第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	地震-	46
第12節 被災者の生活再建等への支援	地震-	46
第13節 市有施設及び設備の対策	地震-	46
第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	地震-	46
第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策	地震-	48

第5章 復旧・復興対策	地震-	50
第1節 防災関係機関の活動	地震-	50
第2節 激甚災害の指定	地震-	54
第3節 震災復興計画の策定	地震-	54
第4節 復興財源の確保	地震-	55
第5節 震災復興基金の設立	地震-	55
第6節 復旧事業の推進	地震-	56
第7節 都市・農山漁村の復興	地震-	56
第8節 被災者の生活再建支援	地震-	58
第9節 地域経済復興支援	地震-	60
第6章 南海トラフ地震臨時情報への対応	地震-	62
Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	地震-	62
第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	地震-	62
Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	地震-	62
第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達等	地震-	62
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	地震-	63
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	地震-	63
第4節 市のとるべき措置	地震-	63
Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	地震-	63
第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等	地震-	63
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	地震-	64
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	地震-	64
第4節 避難対策等	地震-	64
第5節 消防機関等の活動	地震-	66
第6節 警備対策	地震-	66
第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	地震-	67
第8節 金融	地震-	67
第9節 交通	地震-	67
第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策	地震-	68
第11節 節滞留旅客等に対する措置	地震-	71
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	地震-	72
第1節 防災関係機関の活動	地震-	72
第2節 情報活動	地震-	80
第3節 広報活動	地震-	82

第 4 節	自主防災活動	地震-	83
第 5 節	緊急輸送活動	地震-	85
第 6 節	自衛隊の支援	地震-	86
第 7 節	避難活動	地震-	87
第 8 節	社会秩序を維持する活動	地震-	90
第 9 節	交通確保活動	地震-	91
第10節	地域への救援活動	地震-	93
第11節	市有施設設備の防災措置	地震-	95
第12節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置	地震-	97
第13節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	地震-	101
第14節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	地震-	105

第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、市消防団、静岡市消防局、牧之原警察署、牧之原市を管轄する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定(以下「第4次地震被害想定」という)の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第42条の規定に基づき作成する「牧之原市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

区分	内容		
目的	この計画は、平時に実施する地震防災対策(以下「平時対策」という。)、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項(以下「地震防災施設緊急整備計画」という。)、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、牧之原市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。		
性格	1 この計画は、牧之原市における総合的な地震対策計画であり、市、防災関係機関、事業所及び市民等が総力を挙げてこれに取り組むための基本方針となるものである。 2 この計画のうち、第3章は地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。 3 この計画は、静岡県地震対策推進条例に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。 4 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。		
構成	この計画は、本編と別紙から構成し、本編の構成は次の6章による。		
	第1章	総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
	第2章	平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
	第3章	地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
	第4章	災害応急対策	地震が発生した場合の対策を示す。
	第5章	復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

第6章	南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害 応急対策
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

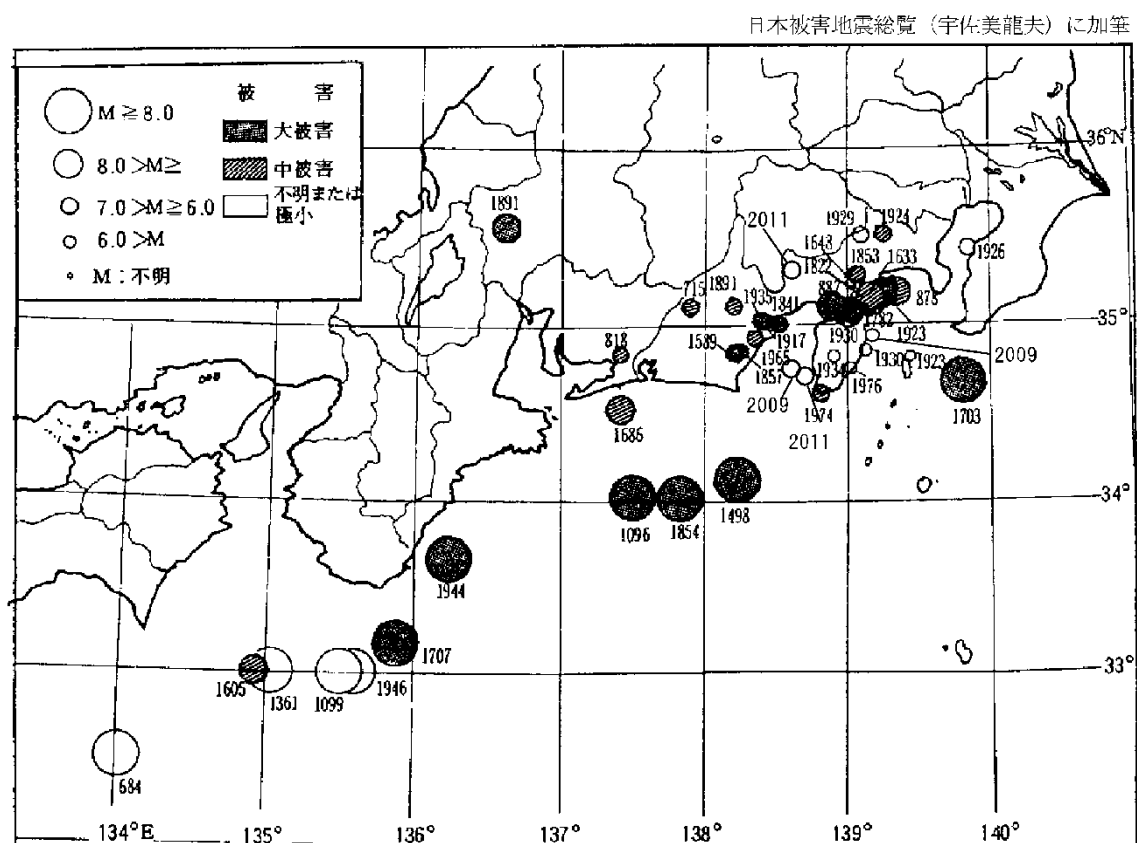
第2節 過去の顕著な災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

静岡県下に大被害を与えた地震、及び静岡県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。



【静岡県内の地震活動】

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

*津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 震 央 地 名	経 緯	M 深 (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被		害
						西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	
3*	684.1.29 天武13.10.14	134.0 南海・西海道	32.5	8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		東 部 (伊 豆)
5	715.7.4 和銅 8.5.25	137.9 遠 江	35.1	6.4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ。数十日を経て決壊し、数智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。		
6	715.7.5 和銅 8.5.26	137.4 三 河	34.8	6.7	[1] IV~V	県西境に多少の被害があったと推定される。		
11*	818. - - 弘仁 9.7.-	139.3 35.2 関東諸国		7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841. - - 承和 8. - -	138.9 35.1 伊 豆		7.0	[II] VI+			伊豆：里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878.11.1 元慶 2.9.29	139.3 35.5 関東諸国		7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
26*	887.8.26 仁和 3.7.30	135.3 33.0 五畿七道		8.6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38*	1096.12.17 嘉保 3.11.24	137.5 34.0 畿内・東海道		8.4	[II] 2 VI	仏神舎屋百姓四百余流失。		
39	1099.2.22 康和 1.1.24	135.5 33.0 南海道		8.4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293.5.27 正応 6.4.13	鎌 倉		7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
56*	1361.8.3 正平16.6.24	135.0 33.0 畿内・土佐・阿波		8.4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68*	1498.9.20 明応 7.8.25	138.2 34.1 東 海 道		8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。(志太郡)	沿岸に津波死2万6千という。	伊豆・仁科郡海澄れて陸地に上ること18~19町。寺川以下の田圃水没す。
79	1589.3.21 天正17.2.5	138.2 34.8 駿河・遠江		6.7	[I] V~IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)		

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 緯 農 地 名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被			害
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)	
84*	1605.2.3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西 海	7.9	[Ⅳ] 3 Ⅵ	橋本に津波。100軒のうち20軒のころ。 死者多し。白州に津波。		仁科銅海盜れ陸を浸すこと12〜13町。	
96*	1633.3.1 寛永10.1.21	139.2 35.2 駿豆相	7.1	[Ⅲ] 1 Ⅴ		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不吉という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くず れ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。	
106	1648.6.12 慶安 1.4.22	139.2 35.2 小田原	7.1	[Ⅰ] Ⅳ			県東境に微小被害推定される。	
141	1686.10.3 貞享 3.8.16	137.4 34.5 遠江・三河	7.0	[Ⅰ] Ⅴ	荒井で閑所・番所・町家少々破損、死者 あり。			
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[Ⅳ] 3 Ⅳ〜Ⅴ			箱根山麓。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島 間少し損じ、三島は別案なし。伊豆東海岸 に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須 玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・ 半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁 科・片浦に津波。	
153*	1707.10.28 宝永 4.10.4	135.9 33.2 五蔵七道	8.4	[Ⅳ] 4 Ⅵ	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度Ⅵ、登 井・掛川はⅧ。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害 大。湾内に津波。東海道筋の震度はⅤ。	震度はⅤ以下。津波が各地を襲う。下田で 流失。皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破 船63。	
163	1718.8.22 享保 3.7.26	伊 那	6.4	[Ⅰ] Ⅳ〜Ⅴ	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を 堰止め後に決壊。三河佐太村大谷まで の間で死50余。奥北西境、大竜川沿い に被害が推定される。			
171	1729.3.8 享保14.2.9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日 すぎまで小津波か？	
207*	1782.8.23 天明 2.7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[Ⅰ] 1 Ⅳ〜Ⅴ			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原 に津波。甲州の猿轡くする。伊豆北部に小 被害の可能性あり。	
243	1841.4.22 天保12.3.2	138.5 35.0 駿 河	6.4	[0] Ⅴ〜Ⅳ		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・ 石灯籠いたみ、杜雪破壊、江尻・清水辺 で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三 保の砂地2千坪沈下。		
253	1853.3.11 嘉永 6.2.2	139.1 35.3 小田原	6.5	[Ⅰ] Ⅳ			箱根で落石・山崩。閑所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。	

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 緯 座 標 地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害	
					西部(遠江)	中部(駿河)
257*	1854.12.23 嘉永 7.11.4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VI	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液化化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず。静岡・清水に火災。湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か
265	1857. 7.14 安政4.閏5.23	138.2 34.8 駿河	6.4	[0]		田中城で塙・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。
287	1882.9.29 明治 15	139.05 35.07 熱海				熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損壊1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太・狐泉の天然ガス噴出量倍増、狐泉の湧出量も増加。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の録巻おちる。駕籠坂峠で土地の陥没(長さ20間巾 3尺、深さ3尺)あり、道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ所。
414	1917.5.18 大正 6	138.4 34.95 静岡付近	5.8		浜松地方で地震・煙突の倒壊、壁落あり。	静岡市・焼瓦崎・煉瓦煙突の被害 清水・江尻でも同様の小被害。全体で死2(静岡市)、傷6。
430*	1923.9.1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄である。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。
433	1923.9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8			箱取・下河津付近で道路破損等小被害。
435	1924.1.15 大正 13	139.2 35.5 丹沢山塊	6.7	V		駿東郡で傷26、建物全壊10、半壊243。
443	1926.8.3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km			熱海で壁落数戸。
453	1929.7.27 昭和 4	139.1 35.5 丹沢付近	6.1 20km	V		菟坂峠で亀裂。土砂崩壊し県道を埋めた所あり。富士山で落石。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北 経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊2,077、半壊5,424、焼失75。丹那断層を生じ、発光現象がみられた。伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島・天城峠間で崖崩れ10余、墓石の転倒(湯ヶ島・与市坂・白田・上河津)。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上昇。震後急下降。8月5日までに262cm下降する。
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4.20 昭和 40	138.18 34.53 静岡付近	6.1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134半壊240、全壊5、山(がけ)くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大、断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、特選鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流神野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破壊49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	Ⅲ			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破壊2。
	1989. 7. 3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロッコ畑1ヶ所。
	1997. 3. 3 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水91戸、ブロッコ畑1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破壊。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロッコ畑207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県及び市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

地震によって、市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを想定により定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震(内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震※ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※相模トラフ沿いは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注) 内閣府(2012)：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013)：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。(平成25年6月県発表「第4次地震被害想定」)

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの(内閣府(2012)の基本ケース)を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議(2003)の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注) 中央防災会議(2003):「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第16回)報告書

これらの結果をもとに、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と、警戒宣言が発令された後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

なお、市における被害想定は、レベル1の地震動は最大震度7、最大津波高は1.1m、算定条件は冬の夕方、家屋の被害は約4,800棟(全壊及び焼失)、死者数は冬の深夜で早期避難率低い場合、約400人と想定された。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位:棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3300			約3300
	半壊	約3600	約3600	約3400	約3600
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約60	約60	約50	約60
人工造成地	全壊	約200			約200
	半壊	約600	約600	約600	約600
津波	全壊	約100			約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
山・崖崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約200	約400	約1100	約10
建物棟数		21000棟			
建物被害総数	全壊及び焼失	約3900	約4100	約4800	約3700
	半壊	約4700	約4600	約4500	約4700
建物被害率	全壊及び焼失	約18.6%	約19.5%	約22.9%	約17.6%
	半壊	約22.4%	約22.4%	約21.4%	約22.4%

「一」:被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊:災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	約 100	約 50	約 80	約 30	約 10	約 20
			約 10	約 10	約 10	—	—	—
		重傷者数	約 400	約 700		約 100	約 200	
			約 40	約 30		約 10	約 10	
		軽傷者数	約 1000	約 1200		約 300	約 300	
			約 100	約 100		約 30	約 30	
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 30	約 20	約 20	約 30	約 20	約 30
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
	早期避難率低	死者数	約 300	約 200	約 200			
		重傷者	約 400	約 10				
		軽傷者	約 30	約 20				
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
火災		死者数	—	—	約 20	—	—	—
		重傷者	—	約 10		—	—	
		軽傷者	約 10	約 20		—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 100	約 70	約 100	約 60	約 40	約 50
		重傷者	約 400	約 700		約 100	約 200	
		軽傷者	約 1,100	約 1,200		約 300	約 300	
	早期避難率低	死者数	約 400	約 300	約 300			
		重傷者	約 400	約 700				
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約 500	約 400	約 400			
		津波						

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸(富士川河口断層帯を含む)とし、南西側(日向灘側)を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注) 中央防災会議(2011)：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

なお、市における被害想定は、地震動は最大震度7、最大津波高は14m、算定条件は被害の大きい東側ケース、冬の夕方で家屋の被害は約11,000棟(全壊及び焼失)、死者数は冬の深夜で早期避難率低い場合、約14,000人(そのうち津波による死者約13,000人)と想定された。

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3300			約3300
	半壊	約2800	約2800	約2700	約2900
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約50	約50	約50	約50
人工造成地	全壊	約200			約200
	半壊	約600	約600	約600	約600
津波	全壊	約3600			約3600
	半壊	約1900	約1900	約1700	約2000
山・崖崩れ	全壊	約50			約50
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約90	約200	約600	約10
建物棟数		21000棟			
建物被害総数	全壊及び焼失	約7300	約7400	約7800	約7200
	半壊	約5500	約5500	約5200	約5700
建物被害率	全壊及び焼失	約34.8%	約35.2%	約37.1%	約34.3%
	半壊	約26.2%	約26.2%	約24.8%	約27.1%

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1700			約1700
	半壊	約2600	約2600	約2500	約2600
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約50	約50	約50	約50
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400	約400	約400	約400
津波	全壊	約3900			約3900
	半壊	約2300	約2300	約2100	約2300
山・崖崩れ	全壊	約40			約40
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約10	約10	約300	－
建物棟数		21000棟			
建物被害総数	全壊及び焼失	約5800	約5800	約6100	約5800
	半壊	約5500	約5500	約5200	約5500
建物被害率	全壊及び焼失	約27.6%	約27.6%	約29.0%	約27.6%
	半壊	約26.2%	約26.2%	約24.8%	約26.2%

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 6900			約 6900
	半壊	約 2400	約 2400	約 2300	約 2500
液状化	全壊	約 10			約 10
	半壊	約 40	約 40	約 40	約 40
人工造成地	全壊	約 500			約 500
	半壊	約 1500	約 1500	約 1500	約 1500
津波	全壊	約 2600			約 2600
	半壊	約 1500	約 1400	約 1200	約 1600
山・崖崩れ	全壊	約 60			約 60
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
火災	焼失	約 300	約 400	約 900	約 80
建物棟数		21000 棟			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 10400	約 10500	約 11000	約 10200
	半壊	約 5500	約 5400	約 5100	約 5800
建物被害率	全壊及び焼失	約 49.5%	約 50.0%	約 52.4%	約 48.6%
	半壊	約 26.2%	約 25.7%	約 24.3%	約 27.6%

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 100	約 50	約 80	約 30	約 10	約 20
		約 10	約 10	約 10	—	—	—
	重傷者数	約 400	約 700	—	約 100	約 200	—
		約 40	約 30	—	約 10	約 10	—
	軽傷者数	約 1000	約 1200	—	約 300	約 300	—
		約 100	約 100	—	約 30	約 30	—
津波	早期避難率高十 呼びかけ	死者数	約 9900	約 4200	約 5300	約 1500	約 1000
		重傷者	約 200	約 80	—	約 40	約 20
		軽傷者	約 300	約 100	—	約 70	約 40
	早期避難率低	死者数	約 13000	約 8600	約 11000	—	—
		重傷者	約 300	約 200	—	—	—
		軽傷者	約 600	約 300	—	—	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	—	—	—	—
	軽傷者	—	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	約 10	—	—	—
	重傷者	—	—	—	—	—	—
	軽傷者	—	約 10	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	—	—	—	—
	軽傷者	—	—	—	—	—	—

項目		被害 区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者 数 合 計	早期避難率高十 呼びかけ	死者数	約 10,000	約 4,300	約 5,400	約 1,600	約 1,000	約 1,300
		重傷者	約 500	約 800		約 100	約 200	
		軽傷者	約 1,400	約 1,400		約 400	約 400	
	早期避難率低	死者数	約 13,000	約 8,600	約 11,000			
		重傷者	約 700	約 900				
		軽傷者	約 1,700	約 1,600				
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 500	約 400	約 400			
		津波						

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害 区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	約 30	約 20	約 30	約 10	—	約 10
			約 10	—	—	—	—	—
		重傷者数	約 200	約 400		約 50	約 100	
			約 20	約 20		—	—	
		軽傷者数	約 800	約 800		約 200	約 200	
			約 80	約 70		約 20	約 10	
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 9900	約 4200	約 5300	約 1500	約 1000	約 1200
		重傷者	約 200	約 80		約 40	約 20	
		軽傷者	約 300	約 100		約 70	約 40	
	早期避難率低	死者数	約 13000	約 8600				
		重傷者	約 300	約 200				
		軽傷者	約 600	約 300				
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
火災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 10000	約 4200	約 5300	約 1600	約 1000	約 1200
		重傷者	約 400	約 500		約 90	約 100	
		軽傷者	約 1200	約 1000		約 300	約 300	
	早期避難率低	死者数	約 13000	約 8600	約 11000			
		重傷者	約 500	約 600				
		軽傷者	約 1400	約 1200				
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約 200	約 100	約 100			
		津波						

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同一とした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害 区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	約 300	約 100	約 200	約 80	約 40	約 70
			約 20	約 20	約 20	約 10	—	—
		重傷者数	約 800	約 1300		約 200	約 400	
			約 90	約 70		約 20	約 20	
		軽傷者数	約 1300	約 1900		約 400	約 600	
			約 300	約 300		約 70	約 60	
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 10000	約 4300	約 5400	約 1600	約 1000	約 1200
		重傷者	約 200	約 80		約 40	約 20	
		軽傷者	約 300	約 100		約 70	約 40	
	早期避難率低	死者数	約 13000	約 8600	約 11000			
		重傷者	約 300	約 200				
		軽傷者	約 600	約 300				
山・崖崩れ		死者数	約 10	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
火災		死者数	約 30	約 20	約 70	—	—	—
		重傷者	約 10	約 10		—	—	
		軽傷者	約 20	約 30		約 10	約 1000	
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者	—	—		—	—	
		軽傷者	—	—		—	—	
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 10000	約 4500	約 5700	約 1600	約 1000	約 1300
		重傷者	約 900	約 1,400		約 300	約 400	
		軽傷者	約 1700	約 2100		約 500	約 600	
	早期避難率低	死者数	約 14000	約 8,800	約 11000			
		重傷者	約 1100	約 1500				
		軽傷者	約 2000	約 2300				
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約 1500	約 1200	約 1400			
		津波						

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同一とした。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(大正型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

市における地震動は市内の約4%の地域で震度5弱、それ以外は震度4以下、これによる市の最大津波波高は3mと想定された。建物等に係る被害はわずかであり、人的被害は冬の夕方早期避難率が低い場合、死者数約21人と想定された。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	—		
	半壊	—	—	—
液状化	全壊	—		
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—		
	半壊	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	—		
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物棟数		21000 棟		
建物被害総数	全壊及び焼失	—	—	—
	半壊	—	—	—
建物被害率	全壊及び焼失	—	—	—
	半壊	—	—	—

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—
		死者数	—	—	—
津波	早期避難率高＋呼びかけ	重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
		死者数	—	—	—
	早期避難率低	重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
		死者数	—	—	—
山・崖崩れ		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
		死者数	—	—	—
火災		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
		死者数	—	—	—

項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
死傷 者数 合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
	早期避難率低	死者数	—	—	約 21
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
		自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	—
津波	—			—	—

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

市における地震動は市内の約10%の地域で震度5弱、それ以外は震度4以下、これによる市の最大津波波高は5mと想定された。建物等に係る被害は全壊が20棟、半壊は季節や時間帯を問わず約100棟、人的被害は冬の夕方又は深夜で早期避難率が低い場合、死者数約30人、夏の昼では約20人と想定された。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	—		
	半壊	—	—	—
液状化	全壊	—		
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—	—	—
津波	全壊	約 20		
	半壊	約 100	約 100	約 100
山・崖崩れ	全壊	—		
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物棟数		21000 棟		
建物被害総数	全壊及び焼失	約 20	約 20	約 20
	半壊	約 100	約 100	約 100
建物被害率	全壊及び焼失	約 0.1%	約 0.1%	約 0.1%
	半壊	約 0.48%	約 0.48%	約 0.48%

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死者数	—	—	—
		重傷者数	—	—	—
		軽傷者数	—	約 10	—
		死者数	約 20	約 10	約 10
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約 30	約 20	約 30
		重傷者	約 10	約 10	—
		軽傷者	約 20	約 10	—
	早期避難率低	死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
山・崖崩れ		死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
火災		死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	—	—
死傷 者数 合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	—	約 10	約 10
		重傷者	—	—	—
		軽傷者	—	約 10	—
	早期避難率低	死者数	約 30	約 20	約 30
		重傷者	約 10	約 10	—
		軽傷者	約 20	約 20	—
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	—	—	—
		津波	—	—	—

「一」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数が含まれる。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

本市の地域に係る地震防災に関し、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

牧之原市災害対策本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

- (1) 情報の収集と伝達
- (2) 消火活動、救助活動及び出動態勢の確立
- (3) 地域住民への避難指示の伝達
- (4) 出火防止のための広報
- (5) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団との連絡体制の確保
- (6) 消防職員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

3 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置

- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 県警察(牧之原警察署)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 交通規制、犯罪の予防等、その他社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

5 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	1 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部御前崎海上保安署)	1 船舶に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達、行内における船舶交通の制限、禁止等 2 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 3 海上における人命救護、海難船舶等の救助 4 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 5 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	1 県知事に対する迅速な南海トラフ地震に関連する情報の通報 2 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 3 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 4 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 5 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合の気象本庁に対する迅速な報告及び適切な措置

機関名	処理すべき事務又は業務
国土交通省 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 2 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、緊急災害対策派遣隊(T E C－F O R C E)等を派遣し、被災市等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 3 応急復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (5) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
国土交通省中部運輸局	1 所轄事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 4 緊急海上輸送路の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 5 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 6 バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 10 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 11 大規模災害時における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(T E C－F O R C E)を派遣する。

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害地域における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設
厚生労働省静岡労働局(島田労働基準監督署)	1 事業所に対する地震防災対策の周知指導 2 事業所の被災状況の把握
環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	1 所管財産使用に関する連絡調整 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 3 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	1 郵便事業の運営に関すること 2 施設等の被災防止に関すること 3 利用者の避難誘導に関すること 4 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
NTT西日本株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	1 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 2 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 3 復旧資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
日本赤十字社静岡県支部	1 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること 2 血液製剤の確保及び供給のための措置 3 被災者に対する救援物資の配布 4 義援金の募集 5 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

機関名	処理すべき事務又は業務
	6 その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	1 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 2 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること 3 地方公共団体等の要請に基づく、予報、警報、警告等の放送 4 放送施設、設備の災害予防のための防災施設、設備の整備
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	1 交通対策についての措置 2 地震防災応急対策及び災害応急対策についての措置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 シクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社	1 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 2 復旧用資材等の整備 3 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	1 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 2 災害予防広報
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカドー イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 2 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部南榛原地区会)	1 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 2 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 3 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の

機関名	処理すべき事務又は業務
	実施 4 燃料の確保に関する協力 5 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	1 南海トラフ地震臨時情報などの伝達 2 バスの運転規制措置 3 バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部支部) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	1 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 2 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況の放送 3 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	1 医療救護施設における医療救護活動の実施 2 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) 3 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区(牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 災害予防 所管施設の耐震性の確保 2 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 3 応急・復旧 (1) 関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 所管施設の緊急点検 (3) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	1 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 2 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	1 緊急事態を想定した訓練の実施 2 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 3 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 4 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、応急措置を実施するとともに、本市の行う防災活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原市消防団	1 災害予防、警戒及び災害応急活動 2 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 3 予警報の伝達 4 災害時における避難者の救護応援 5 その他災害現場の応急作業

機関名	処理すべき事務又は業務
自主防災組織	1 本市の実施する被害調査、応急対策 2 市民に対する情報の連絡、収受 3 避難誘導、避難場所の運営 4 罹災者に対する応急救護、炊出し、救助物資等の配分
社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会	1 市の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体と協力 2 牧之原市災害ボランティアセンターの開設・運営
一般社団法人榛原医師会、榛原歯科医師会、榛原薬剤師会	1 医療救護施設等における医療救護活動の実施 2 検案(榛原薬剤師会を除く。)
静岡県石油業協同組合(榛原支部)	1 災害対策に必要な燃料等の供給確保 2 災害時における避難者の救援 3 石油類等危険物の保安
ハイナン農業協同組合	1 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 2 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 3 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 4 農業用機械、資材肥料等の確保及び、技術者の把握及び緊急動員 5 農林水産物等の災害応急対策についての指導
静岡県農業共済組合	1 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 2 その他災害時における市の行う防災活動への協力
牧之原市商工会	1 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など防災関係諸物資の安定的供給の活動支援 2 被災商工業者の業務の正常運営の支援 3 牧之原市が行う商工業関係の被害調査についての協力依頼 4 災害時における物価安定についての協力
牧之原市建友会	1 災害時における行方不明者等の救出応援 2 災害時における障害物除去等の応援及び復旧事業の実施
牧之原市管工事協同組合	水道施設の点検、応急復旧及び応急給水に関する協力
防災上重要な施設の管理者	1 所管に係わる施設についての防火管理 2 防災に関する保安装置、応急措置の実施 3 当該施設に係る災害復旧 4 災害時における市の行う防災活動への協力

(5) 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	1 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	1 災害時における人命保護のための救助 2 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団(浜松基地)ほか	1 災害時における人命保護のための救助 2 災害時における応急復旧活動

(6) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

地震防災応急計画の定めるところにより、おおむね次の事項を実施する。

- ア 地震防災訓練
- イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- ウ 従業員等に対する防災教育及び広報
- エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保、措置
- オ 防災組織の整備
- カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

- ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- コ 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - (イ) 津波警報等の収集及び伝達
 - (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第2章 平時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策がとれるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」)に準ずる

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第7節「自主防災組織の育成」及び第8節「事業所等の自主的な防災活動」)に準ずる

第3節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で県に準じる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題、問題点を明確にする。

区分	内容
総合防災訓練	1 職員の動員(地震災害警戒本部設置準備のための要員招集) 2 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 3 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 4 南海トラフ地震臨時情報発表時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定 5 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 6 食料、飲料水、医療その他の救援活動 7 消防、水防活動 8 救出・救助 9 避難生活 10 道路啓開 11 応急復旧
地域防災訓練	1 12月の第1日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 2 この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に訓練を実施する。
津波避難訓練	1 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」とし、津波避難訓練を実施する。 2 この訓練は、「津波警報」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に訓練を実施する。
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に次のような個別防災訓練を行う。その主な事項は次のとおりとする。 1 情報の収集伝達訓練 2 職員の動員訓練 3 防災業務の訓練
防災訓練に対する協力等	1 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。 2 市は、県又は防災関係機関の実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	1 総合防災訓練 年1回以上 2 地域防災訓練 年1回以上 3 津波避難訓練 年1回以上 4 個別訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平時における予防対策を定める。

市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための行動目標として策定した「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013」により対策を行ってきた。令和5年度から令和14年度までは後継となる「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2023」

を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国及び県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、業務継続計画の改訂などを行う。

1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、静岡市消防局と協議の上、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図る。

2 消防用施設の整備

市は、静岡市消防局と協議の上、災害時に地域における消防活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 火災の予防対策

市は、静岡市消防局と協力して、危険物関係施設(資料編 12-4)、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求めて、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

区分	内容
危険物施設、少量危険物取扱所	県が別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(ＬＰガスを含む。)施設	1 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、県により作成される施設の耐震診断と補強の指針を基に安全対策を推進する。 2 特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
ＬＰガス消費設備(一般家庭等におけるボンベ)	ＬＰガス容器について、鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような混合発火が生じないように予防措置をとることを指導する。 1 可燃物と酸化剤の接触による発火 2 黄りん、金属ナトリウム等保護液の流出による発火 3 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	大型店舗、旅館、ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置をとるよう指導する。
防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、これらを市民等に対し啓蒙指導し、併せて住宅の建て替え及び補強等のため融資制度を確立し、もって、建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

区分	内容						
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 1 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を図る。 2 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。						
市による耐震性の向上	市は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 1 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 2 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会を実施する。 3 昭和56年以前の木造住宅の耐震診断を進め、耐震改修に対して助成する。 4 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発を図る。 <table border="1"> <tr> <td>新築建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」「静岡県建築構造設計指針」、及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既存建築物</td><td>「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建築設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> 5 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 また、防災ベッド等の普及に努める。	新築建築物	「静岡県建築基準条例」「静岡県建築構造設計指針」、及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新築建築物	「静岡県建築基準条例」「静岡県建築構造設計指針」、及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						
公共建築物の耐震化	市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表を行う。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。						
コンピュータの安全対策	市は、自ら保有するコンピュータシステムについて「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともにコンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。						
家具等の転倒防止	市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。						
ブロック塀等の倒壊防止	1 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。 または、60cm以下の高さとする。 2 市有施設の既存ブロック塀等については、建築基準法第12条に基づ						

区分	内容
	く定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 3 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
瓦屋根の改修	建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号)に合致する瓦屋根への改修工事を促進し、地震発生時に瓦が脱落する被害を軽減させるとともに、近年、激甚化・頻発化する気象災害にも対応させる。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置、家庭内家具固定など、耐震化以外の命を守る対策の実施や牧之原市の補助金制度を周知する。
避難地・避難路の整備	公園、広場などの整備による避難地の確保を図るとともに、避難路の指定や避難路沿道のブロック塀の安全対策及び建物からの落下防止対策を促進する。
供給ラインの耐震化	1 ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 2 市内にある配水池は、鎮守山配水池を除き耐震性があるが、配水管は老朽管の更新が必要であり、特に災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの布設替等重点的な耐震化を進める。

5 被災建築物等に対する安全対策

市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。

区 分	内 容				
応急危険度判定	市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。				
災害危険区域の指定	市長は、地震・津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39 条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tr> <td>指定の目的</td><td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。</td></tr> <tr> <td>指定の方法</td><td>条例により区域を指定し、周知する。</td></tr> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。				
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。				

6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生じる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策をとる。

区分	内容
地すべり・がけ崩れ防止対策の推進	地すべり・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域市民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。(資料編 7 建設・港湾)
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策をとるよう指導する。

液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急交通路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、市及び県は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	耐震診断を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去など適切な管理措置をとるよう努める。
電柱・街路灯	設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケードバス停上屋等	1 新設については、安全性を厳密に審査する。 2 既存のものは、各施設管理者による点検、補修等を努める。 3 設置者又は、管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板・広告物	1 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 2 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 3 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	1 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等をする。 2 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路に通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区分	内容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地震防災強化計画において明らかにした津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波の浸水及び地すべり・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難所の指定(資料編14-2、14-3)	市長は、要避難地区の状況に応じ、避難のための避難地の指定を行う。 また、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。
避難ビルの指定等	市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難ビルの指定を行う。 1 避難対象(津波危険地域)地区市民の避難のため避難ビルを指定する。 2 避難ビルの指定は、牧之原市津波避難計画の指定要件(構造・高さ)を満たすものとする。 3 避難ビルは、公的な建物を優先するが、民有のビルもその対象として指定を行う。

(2) 平時に実施する災害予防措置

区分	内容
避難誘導体制整備	市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。
津波危険予想地域	要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置をとる。 1 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔表示等を行う等、市民への広報に努める。 2 市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等危険性の周知に努める。 3 市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 4 市及び県は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 5 市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、防災関係機関からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。 6 市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また当該地域の市民に対して、立っていないほどの強い地震が起こった場合は、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、防災関係機関からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難施設、高台又は避難地等へ避難する等、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。 7 水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。

区分	内容
山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置をとる。 1 市は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、地すべり・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、市民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 2 市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民に対しその危険性の周知に努める。 3 市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合は、即刻危険箇所から離れ、避難地(耐久性を有する屋内施設を含む)へ避難する等、地域の実情に応じ市民のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

実施主体	内容
市	1 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 2 自主防災組織に対して行う救出活動用資機材の配備の促進 3 救出技術の教育、救出活動の指導 4 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
自主防災組織、事業所等	1 救出技術、救出活動の習得 2 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 3 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、要配慮者支援計画に準ずる。

11 生活の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内容
市	1 非常持出しができない被災市民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 2 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 3 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 4 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定 5 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 6 市民が実施する緊急物資確保対策の指導 7 給食計画の策定
市民	1 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 2 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 3 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 4 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水確保

実施主体	内容
市	1 復旧資材の備蓄を行う。 2 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 3 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに耐震性貯水槽を設置する。また、飲料水タンクの普及に努める。 4 市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 5 工事業者等との協力体制を確立する。
市民	1 家庭における貯水 (1) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものを使用する。 2 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (1) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (2) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。 (3) ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

市及び重要施設の管理者等の行う措置は（共通対策編第2章14節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画）に準ずる。

(4) 医療救護

実施主体	内容
市	1 市が別に定める「牧之原市医療救護計画」(資料編 4-1)に基づき、医療救護体制を確立する。 (1) 救護所及び救護病院の施設を点検し、人員配置を調整する。 (2) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 (3) 救護班(DMAT 等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 2 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	1 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 2 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
市民	1 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。 2 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 3 献血者登録及び供血に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
市	1 し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 2 し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 3 防疫用薬品の調達計画を作成する。 4 市民が行う防疫及び保健活動の指導をする。 5 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内容
市	1 被害想定に基づき、災害廃棄物(し尿、ごみ)処理計画を定める。 2 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 指定避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、指定避難所(資料編 14-3)に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう努める。

また、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。

必要な設備及び資機材	
1 通信機材	7 物資の集積所
2 放送設備	8 仮設の小屋又はテント
3 照明設備(非常用発電機を含む。)	9 災害用トイレ
4 炊き出しに必要な機材及び燃料	10 防疫用資機材
5 給水用機材(浄水器を含む。)	11 清掃用資機材
6 救護所及び医療資機材	12 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区分	内容
公共建築物・病院の屋上への番号標示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。 (資料編 6-17「公共建設番号表示一覧表」)
孤立予想地域	市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

(9) 応急仮設住宅

区分	内容
供給体制の整備	市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 (資料編 7-19「応急仮設住宅建設可能敷地」)
あっせん等体制の整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

1.2 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について道路管理者は道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

1.3 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、災害廃棄物処理計画を定める。また、災害時に発生するがれき・残骸物の広域処理体制の確立・整備及び仮集積場の確保に努める。

1.4 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1.5 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

1.6 緊急輸送用車両等の設備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

また、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について、事前届出（資料編 6-7）を行うとともに制度の周知徹底に努める。

1.7 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。・資料編 11-1）の所有者等は、その耐震性の向上及び地震による人的被害を防止するための安全の確保に努めるために必要な対策をとる。

県は上記の取組を支援するため、文化財建造物に関する専門知識を持つ地域に根ざした人材を「静岡県文化財建造物監理士」として養成し、所有者・市長等の依頼に応じて派遣する。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

1.8 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

本市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されており、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画(津波避難対策緊急事業計画)を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

19 津波災害の予防対策

市は、地震発生時の津波の浸水被害を最小限にするため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行うとともに、必要な対策をとる。

区分	内容
陸閘管理体制の充実	一部の陸閘は自動化されているものの、多くは現場にて開閉操作となる。このため、平時からの閉鎖を含め、陸閘管理体制の見直し及び充実を図る。
海水浴客等の安全な避難のための対策	1 海水浴客などの海浜利用者がいち早く避難できるよう、防潮堤に避難用階段の増設を検討するとともに、海岸に設置してある津波警告標示板の増設の検討をする。 2 海水浴場関係者（海の家・ライフセーバー等）と協議して、各団体における避難対策の促進を指導する。

20 建設業会支援体制の確立

被災後の応急復旧を円滑にするため、車両、人員、機械等の実態の把握をするとともにあらかじめ建設業会の編成について定め、平素から連絡体制の円滑化を図る。

(資料編 7-20「牧之原市建設業者等一覧」、17-2「災害協定(民間等)」)

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針
1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
2 地震発生後の被災地域市民等の生活を確保すること。
3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区分	内容
消防用施設の整備及び消火用水対策	事業の目的 地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、可搬式小型動力ポンプ等の消防車両や消防署所等の整備、消防団詰所及び耐震性防火水槽等の整備促進を図る。(資料編 12 消防関係) また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。(資料編 7-12「農地用ため池現況」)
	整備の水準 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、建物の密集地域に消防水利施設を配備するとともに、消防団の施設・装備等について更新等を行う。 常備消防の施設・装備等については、静岡市消防局と協議し進める。
	事業の目的 地震発生時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと接続している県防災行政無線により、災害情報等を瞬時に伝達するよう努める。また、情報通信システムの高度化を図る。(資料編 3 通信・広報)

区分	内容
通信施設及び 情報処理体制 の整備	整備の水準 市から市民へ情報を的確に伝達するために、市全域に無線通信網を更新整備し、迅速な情報提供を図るとともに、防災対策を円滑に実施するために地域防災無線の導入を図る。また、要配慮者を優先し戸別受信機等の整備を検討する。
医療救護施設 の整備	事業の目的 発災後において、医療機関の活動を援助するため、救護施設の体制を整える。また、備蓄している医薬品等を更新する。(資料編 4 医療救護) 整備の水準 医療、救護活動を円滑にするため市で定める救護所の整備及び備蓄された医薬品等の更新や実態に応じた追加をするとともに医療機械備品を整備する。
水道施設の整 備	事業の目的 水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するため、水道施設の整備を促進する。(資料編 8 水道関係) 整備の水準 応急給水に必要な水源を確保するために、配水池を整備拡充するとともに緊急遮断弁を設置する。また、給水を円滑にするために配水の基幹施設の耐震性を強化するとともに、給水資機材の整備充実を図る。
市有施設等の 整備	事業の目的 市有施設は、重要な防災拠点となるため、地震時に応急活動の拠点としてその各種活動が十分に実施できるよう施設の整備及び機能維持の促進を図る。(資料編 18-2「災害時の公共施設別用途の一覧」) 整備の水準 耐震診断等の結果により、改築、補強等の必要とされた施設を計画的に整備するとともに、非常用電源の整備、室内のロッカー、書棚等の転倒防止、ガラス等の飛散防止等を行う。
地域防災活動 の推進	事業の目的 自主防災組織活動が実施する防災活動を円滑に実施するために、必要な設備及び資機材の整備促進を図る。(資料編 13 自主防災組織) 整備の水準 自主防災組織が初期消火、救出救助等の活動ができるよう、必要な資機材や備蓄倉庫等の整備を支援する。また、地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等の整備を支援する。

2 避難地・避難路及び避難施設の整備

区分	内容
避難地及び避難施 設の整備	事業の目的 避難人口の規模に応じた避難地の整備を図るほか、津波浸水区域内の避難困難地区の解消及び避難人口の規模に応じた避難施設の機能維持を図る。 整備の水準 基本的に地区ごと、指定された避難地(資料編 14-2)及び避難施設の機能を維持する。

区分	内容
避難路の整備	事業の目的 自主防災組織で考える避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を考慮した整備を進め、避難の迅速化・円滑化を図る。
	整備の水準 避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の市民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる道路について拡幅改良、老朽橋の架け替え等の整備をする。また、避難路の安全をより高めるため、落下物の調査や、自動販売機の耐震調査を行い、不備な施設の管理者には整備指導を図る。
避難計画の策定	避難地、避難路の整備に合わせ、現有の施設能力を生かした避難計画を策定し、その時点での実状に合った避難計画に更新する。

3 緊急輸送路の整備

区分	内容
道路の整備	事業の目的 交通路は、災害時を想定して避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する道路を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備する。また、ルート多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 第1次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第2次緊急輸送路(第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路)及び第3次緊急輸送路(第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路)を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。 (資料編 6-1「牧之原市地震対策緊急輸送路」)
	整備の水準 一次、二次緊急交通路について、大規模地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。

4 防災上重要な建物の整備

区分	内容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、救護所の整備促進を図る。 (資料編 4-2「救護所」)
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を促進する。 (資料編 9-9「社会福祉施設等一覧」)
学校・幼稚園施設の整備	児童、園児、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校・幼稚園施設の耐震化、非常電源施設整備を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防団施設の整備	庁舎や消防団施設の耐震化を図る。
常備消防施設の整備	常備消防施設の耐震化、施設整備について、静岡市消防局と協議し進める。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

5 災害防止事業

区分	内容
山・がけ崩れ等の防止	事業の目的
	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。(資料編 7 建設・港湾)
	整備の水準
	災害の発生するおそれのある箇所に対し、関係法令に基づき区域の指定を行い、災害の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、災害の防止工事を行う。
津波による災害の防止	事業の目的
	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における市民の生命・身体・財産を保護し、又は観光客等海浜客の安全を確保し、避難の円滑化を図るために、河川、海岸・港湾・漁港施設等の整備を図る。(資料編 7 建設・港湾)
	整備の水準
	地震津波から住民の生命を守るため、地頭方漁港海岸防潮堤整備を図る。陸間の管理体制を構築するとともに、防潮堤の避難用階段及び海拔表示、看板等の増設を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

区分	内容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
緊急輸送用車両の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

7 地域防災活動の推進

各自主防災組織が初期消火、救護等の活動ができるよう必要な資機材整備を支援する。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法の規程に基づく、地震防災対策の実施に関する目標として「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2023」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)により、防災施設等の整備を実施する。

第4章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合は、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒対策本部との関連について定める。

1 市

区分	内容
牧之原市災害対策本部	市長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、直ちに牧之原市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という)を設置する。(資料編 1-1、1-3、1-4) なお、市警戒対策本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。
	市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 1 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 2 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 3 消防、水防その他の応急措置 4 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入 5 被災者の救助、救護、その他の保護 6 施設及び設備の応急の復旧 7 防疫、その他の保健衛生 8 避難指示又は警戒区域の設定 9 緊急輸送の実施 10 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 11 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 12 自主防災組織との連携及び指導 13 ボランティアの受け入れ
措置 消防団(水防団)の	1 被害状況等の情報の収集と伝達 2 消火活動、水防活動及び救助活動 3 避難地の安全確保及び避難路の確保 4 地域市民等の避難地への誘導 5 危険区域からの避難の確認 6 自主防災組織との連携、指導、支援

区分	内容	
市職員・消防団員の動員(配備)	市職員	1 職員の動員体制は、(資料編 1-9「地震災害対策にかかる職員動員体制」)による。 2 市災害対策本部の本部員及び職員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 3 地区担当者としてあらかじめ定める職員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所及び災害地等において災害応急対策に当たる。 4 本部長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。
	消防団員	地震発生後、直ちに団長、分団長又は副分団長の指揮下で所轄地域の災害応急対策に当たる。

2 静岡市消防局

市災害対策本部と緊密な連携をとるものとする。

- (1) 消防体制・配備に関すること
- (2) 救助及び救急体制に関すること
- (3) 地域住民等への避難指示の伝達
- (4) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (5) 火災予防の広報及び火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動における救助、救急に関すること
- (7) 被災者の救助、救急
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) その他地震災害拡大防止のための措置

3 県警察本部(牧之原警察署)

災害応急対策としておおむね次の措置をとる。

- (1) 市民の避難指示、誘導及び救出
- (2) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (3) 緊急輸送路、避難路の確保
- (4) 遺体の検視及び行方不明者の搜索

4 防災関係機関

(共通対策編第1章総則第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2節 情報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」)に準ずる。

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」)に準ずる。

第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章 災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

共通対策編第3章 災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、自主防災組織並びに市民等が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

1 消防活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第23節「消防計画」に準ずる。)

2 水防活動

牧之原市水防計画書の定めるところによる。

3 人命の救出活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる)

5 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる)

第7節 避難活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」)に準ずる。

第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる)

第10節 地域への救援活動

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画」に準ずる)

2 給水活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる)

3 燃料の確保

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画」に準ずる)

4 医療救護活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる)

5 し尿処理

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる)

6 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる)

7 災害廃棄物処理

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる)

8 防疫活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる)

9 遺体の検索及び措置

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる)

10 応急住宅の確保

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第26節「ボランティア活動支援計画」に準ずる)

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる)

第12節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる)

第13節 市有施設及び設備の対策

(共通対策編第3章 災害応急対策計画第29節「市有施設及び設備の対策計画」に準ずる)

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区分	内容
水道(市等)	1 災害の発生状況に応じて施設の被害状況調査、又は送水を停止する等、必要な措置をとる。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 3 配水管の仮設等による応急給水に努める。 4 医療機関、避難所などへの優先的な応急給水に努める。
電力 (中部電力株式会社 (中部電力パワー グリッド株式会社)	1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 4 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから、必要な措置をとり、応急復旧工事を行う。 5 浜岡原子力発電所は、ただちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置をとるとともに、県及び市にその状況を報告する。
ガス (一般社団法人 静岡県LPガス 協会中部支部南 榛原地区会)	1 LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 2 LPガスの施設の安全点検を実施する。 3 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 4 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

区分		内容
通信	NTT西日本株式会社 (静岡支店)	1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (1) 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 サービスを提供する。 (3) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 3 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を行う。
	株式会社 NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (1) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板を提供する。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 3 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送 (日本放送協会、 民間放送会社)		1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置をとる。 3 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融(銀行等)		1 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置をとる。 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置をとる。 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議の上相互の申し合わせを行い、次の措置をとる。 (1) 必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等 (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
道路(市、国、県)		1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急交通路の早期確保に努める。 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため牧之原市建設業関係団体等の協力を求め、必要な措置をとる。 4 道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
静岡空港		1 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 2 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。

区分	内容
鉄道	1 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。

また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	1 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 (1) 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	2 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 (1) 津波に関する情報収集、伝達 (2) 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、百貨店、スーパー等	1 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 2 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 3 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	1 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 2 バス等においては、津波による被害が予想される区間がある場合は、運行停止等の必要な措置を講ずる。
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
水道、電気及び ガス事業	水道	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	津波による被害が予想される区間がある場合は、交通規制等の必要な措置をとる。	

第5章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 市

区分	内容
市震災復興本部	設置 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、牧之原市震災復興本部(以下「市復興本部」という。)を設置する。
	市災害対策本部との併設 市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。
	所掌事務 市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 1 牧之原市震災復興計画の策定 2 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 3 県、その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 4 静岡県震災復興基金への協力 5 相談窓口等の運営 6 民心安定上必要な広報 7 その他の震災復興対策
市災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	1 市復興本部が設置された場合は、必要に応じ市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。 2 市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判断した範囲の委員を招集する。 3 市防災会議は、市復興本部との調整を図る。

2 県警察本部(牧之原警察署)

区分	内容
社会秩序を維持する活動	(第4章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む) 第8節「社会秩序を維持する活動」及び第5章 災害応急対策 第8節「社会秩序を維持する活動」)に準じた活動を行う。
交通の確保対策	(第5章 災害応急対策 第9節「交通の確保対策」)に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	- 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金払戻し等の業務に関し適切な措置をとるよう要請 - 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安本部御前崎海上保安署)	- 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 - 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
国土交通省 中部地方整備局	- 管轄する基盤施設(河川、海岸、道路など)が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 - 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 - 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省 中部地方整備局(清水港湾工事事務所)	港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な復旧・復興対策に関する計画・指導及び事業実施
総務省東海総合通信局	- 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 - 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 - 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	- 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 - 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 - 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
環境省 関東地方環境事務所	- 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 - 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	- 所管財産使用に関する連絡調整 - 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 - 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社 東海支社	- 被災地あて救助用郵便物の料金免除 - 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄附金の配分 - 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海 支社(静岡支店)	- 施設が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 - 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 - 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本赤十字社静岡県支部	- 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 - 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(静岡放送局)	- 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 - 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 - 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 - 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	- 管轄する基盤施設が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくことを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 - 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 - 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株 式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド 株式会社	- 変電所や配電施設等の設備が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 - 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 - 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	1 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 2 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 3 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
一般社団法人静岡県L Pガス協会 (中部支部南榛原地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部支部榛南分会) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
民間放送機関 (静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	1 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 2 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 3 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 4 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
静岡県道路公社	1 管轄する基盤施設が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 2 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 3 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	1 バス施設が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 2 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 3 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
土地改良区 (牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 管轄する施設(貯水池、用水路、取水施設等)が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 2 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 3 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	1 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 2 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	1 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う 2 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う

第2節 激甚災害の指定

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第2節「激甚災害の指定」)に準ずる。

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造をめざし、発災後、地域全体の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする

区分	内容
計画策定の体制	市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進する。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
------	---------------------------------------

区分	内容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 1 復旧・復興事業 2 震災復興基金への出損金及び貸付金 3 その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

基本方針	1 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 2 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
------	--

区分	内容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財政を確保する。 1 災害復旧事業債 2 歳入欠かん等債 3 その他
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国・県に要望する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

1 震災復興基金の設立

実施主体	内容
市	1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 2 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設(道路・河川・農業用施設など公共施設等)の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	1 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 2 そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
------	---

実施主体	内容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	内容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査成果の活用	地籍調査の成果を基礎資料として活用し、円滑な復旧・復興事業の実施を図る。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山漁村の復興

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した地域づくりを行う。

1 都市・農山漁村復興計画の策定

基本方針	被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。
------	--

実施主体	内容
市	都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合は、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
------	--

実施主体	内容	
市	被害状況の把握	市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	建築基準法第84条による建築制限の実施	1 緊急復興地区を対象に建築基準法第84条による建築制限区域を実施することについて、県と協議する。 2 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
	都市復興計画の策定	県の復興計画等を踏まえるとともに、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、基盤施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	復興都市計画案等の作成及び事業実施	1 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 2 都市計画事業を実施する場合は、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。
	復興まちづくり支援事業の実施	市民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、市民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農山漁村の復興(主に都市計画区域外)

基本方針	都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合は、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。
------	---

実施主体	内容	
市	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

	復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合は、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
	集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
	集落復興支援事業の実施	市民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定土の中から建築復興アドバイザーを養成し、市民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を実施するとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
------	--

実施主体	内容	
市	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえるとともに県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
	災害公営住宅等の供給	1 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 2 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 3 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
	住宅に関する情報提供	市相談窓口や県の震災復興相談センター等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
------	--

実施主体	内容	
市	支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節「被災者の生活再建支援」 2 被災者の援護)に準ずる。

4 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
------	--

実施主体	内容	
市	相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合は、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	1 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 2 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
------	---

実施主体	内容	
市	被災状況の把握	1 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 2 情報が不足している地域には補足調査を行う。 (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態 (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	1 定員以上の入所者及び通所者を受入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 2 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 3 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災市民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
------	--

実施主体	内容	
市	生活再建支援策の広報・PR	広報まきのはら等を活用し、震災関連情報の広報を行う。 1 義援金の募集等 2 各種相談窓口の案内 3 災害弔慰金の支給等に関する情報 4 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 5 被災者(自立)生活再建支援金に関する情報 6 ボランティアに関する情報 7 雇用に関する情報 8 融資・助成情報 9 その他生活情報 10 その他必要な事項
	外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
------	--

実施主体	内容	
市	相談窓口等の開設	1 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 2 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	1 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 2 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体	内 容	
市	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の迅速な経済復興を図るため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
------	--

実施主体	内容
市	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業・小規模企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業・小規模企業の自立再建を図るため、中小企業・小規模企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
------	--

実施主体	内容	
市	中小企業・小規模企業の被災状況の把握	県が行う中小企業・小規模企業の被災状況調査に協力する。
	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業・小規模企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。 1 中小企業・小規模企業を対象とした支援制度・施策の内容を市、中小企業・小規模企業関係団体等を通じ周知する。 2 次の施策を必要に応じ、実施する。 (1) 相談所の設置 (2) 電話相談の実施 (3) パンフレットの作成・配布

3 農林漁業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。
------	---

実施主体	内容	
市	農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を、県、協同組合及び静岡県農業共済組合と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。 1 市、協同組合及び静岡県農業共済組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。 2 次の施策を必要に応じ、実施する。 (1) 相談所の設置 (2) 電話相談の実施 (3) パンフレットの作成・配布

第6章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	事前配備体制(情報収集体制) 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時」に記載している1～7の措置については、速やかに対応できるよう準備・検討を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県及び市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

- ・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の避難行動等

（1）基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

（2）高齢者等事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、全ての住民等が後発地震に備え避難を

継続すべきとされている【住民事前避難対象地域】は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、高齢者等事前避難対象地域を設定する。

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え 1 週間避難を継続すべき地域とし、静岡県第 4 次被害想定における最大浸水想定区域を高齢者等事前避難対象地域とする。

(3) 避難情報の発令基準

市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、以下の通り発令する。

- ・高齢者等事前避難対象地域
- 高齢者等避難

(4) 避難情報の伝達方法

市長は、避難指示等を発令したときは直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関しての平時からの周知事項

- ア 高齢者等事前避難対象地域の地区名等
- イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日ごろからの備えの再確認
- ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認
- エ 避難行動における注意事項
 - ・南海トラフ地震臨時情報は、極めてまれな状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に臨時情報そのものを理解している必要がある。
 - ・このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ臨時情報の内容や情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、予め検討した対応を確実に実施できるよう努める。

(6) 避難計画の作成

市は、後発地震に備えて避難を呼びかける地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定、避難経路の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定める。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

避難先は、避難を必要とする住民の知人宅等を基本とすることから、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置する。浸水区域外の小中学校を予定する。

また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討する。この際、高齢者等には介助のため家族が同行すべきことを求める。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、知人宅等への避難が住民等とする。

イ 設置場所

浸水区域外の小中学校を予定する。

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割の検討に努める。

第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、消防機関・消防団（水防団）が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに

に、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

2 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区分	内容
漁港施設等	・海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・津波による危険が予想される地域に係る漁港の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	・津波の危険のある地域においては、水門・樋門・陸閘の閉鎖操作を行う。
ため池及び用水路	・ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	・車両の走行自粛の呼びかけ及び南海トラフ地震臨時情報の広報を道路利用者に対し行う。 ・緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 ・地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 ・幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	・土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	・地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	・本庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	・水道水供給施設及び工業用水道施設溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
富士山静岡空港	・空港関係者と調整し、大規模な広域防災拠点として使用するため、事前に必要な体制整備をするものとする。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区分	内容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置

区分	内容
	ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保
施設の特性に応じた主 要な個別事項	

区分	内容	
	病院	・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の 1 週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の 1 週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 - なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 ・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。 - この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第 11 節 節滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定したとき(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちににつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・防災関係機関等は、できる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じ、対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 市

【東海地震注意情報発表時等】

区分	内容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、市地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

区分	内容
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、次のとおりである。 1 東海地震注意情報の市民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有 2 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 3 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 4 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 5 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 6 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 7 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 8 消防団員の連絡体制の確保 9 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難所の開設 10 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 11 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 (1) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 (2) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を牧之原警察署に要請する。 (3) 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 12 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防団の措置	1 団員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 2 団員の連絡体制の確保 3 必要に応じて市民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内容		
牧之原市地震災害警戒対策本部の設置	市長は、警戒宣言が発令されたときは、牧之原市地震災害警戒本部(以下「市警戒対策本部」という)を設置する。		
警戒対策本部の組織及び所掌事務	組織及び所掌事務は、牧之原市地震災害警戒本部条例(平成17年牧之原市条例第19号・資料編 2-2)の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>組織 (資料編 1-1)</td><td> 市警戒対策本部に本部長、副本部長を置く。 1 本部長 (1) 本部長は、市長が当たる。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 2 副本部長 (1) 副本部長は、副市長及び教育長が当たる。 (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理をする。 3 本部及び支部 榛原庁舎に市警戒対策本部を設置する。また、榛原及び相良庁舎に支部を設置する。 4 運営 (1) 運営は、正副本部長、本部員及び消防団長等をもって編成する。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (3) 本部員は、本部長の命を受け、市警戒対策本部の事務に従事し、本部職員はこれを補佐する。 </td></tr> </table>	組織 (資料編 1-1)	市警戒対策本部に本部長、副本部長を置く。 1 本部長 (1) 本部長は、市長が当たる。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 2 副本部長 (1) 副本部長は、副市長及び教育長が当たる。 (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理をする。 3 本部及び支部 榛原庁舎に市警戒対策本部を設置する。また、榛原及び相良庁舎に支部を設置する。 4 運営 (1) 運営は、正副本部長、本部員及び消防団長等をもって編成する。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (3) 本部員は、本部長の命を受け、市警戒対策本部の事務に従事し、本部職員はこれを補佐する。
組織 (資料編 1-1)	市警戒対策本部に本部長、副本部長を置く。 1 本部長 (1) 本部長は、市長が当たる。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 2 副本部長 (1) 副本部長は、副市長及び教育長が当たる。 (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理をする。 3 本部及び支部 榛原庁舎に市警戒対策本部を設置する。また、榛原及び相良庁舎に支部を設置する。 4 運営 (1) 運営は、正副本部長、本部員及び消防団長等をもって編成する。 (2) 本部長は、市警戒対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (3) 本部員は、本部長の命を受け、市警戒対策本部の事務に従事し、本部職員はこれを補佐する。		

区分	内容	
警戒対策本部の組織及び所掌事務	所掌事務 (資料編 1-2)	市警戒対策本部が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものは次のとおりである。 1 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集並びに伝達 2 県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)、県地震災害警戒本部県中部地域局(以下「県中部地域局」という。)への報告、要請等県との地域防災活動の連携 (1) 県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に関する職員の派遣等必要な事項を要請する。 (2) 必要に応じ交通規制その他、社会秩序の維持を牧之原警察署に要請する。 (3) 市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県警戒本部へ報告する。 (4) 県警戒本部への報告・要請については、県中部地域局を通じて行う。 3 静岡市消防局への必要な要請等 4 避難指示又は警戒区域の設定 5 消防署職員、消防団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 6 消防、水防等の応急措置 7 避難者等の救護 8 緊急輸送の実施 9 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入れ 10 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 11 自主防災組織活動の指導、連携 12 その他地震防災上の措置
警戒対策本部の組織及び所掌事務	消防団の実施事項	分団ごとに地区本部を連絡拠点として次の措置をとる。 1 情報の収集と伝達 2 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 3 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施 4 水利の確認と確保(流水の堰止め等を含む。) 5 市民の避難誘導 6 消防、水防資機材の点検、配備及び確保準備 7 警戒区域からの避難確認のパトロール 8 救助用資機材の確保準備 9 その他状況に応じた消防、水防活動
職員の動員	1 職員の動員体制は、(資料編 1-9「地震災害対策にかかる職員動員体制」)による。 2 職員は、警戒宣言が発令されたときはただちに所定の場所に参集し、防災業務につく。	
消防団の出動計画	消防団の出動は、原則として団員がサイレン、広報車、防災行政無線、テレビ等により警戒宣言の発令を確認した場合の覚知を原則とし、それぞれの所属分団の詰所に徒歩等により集合する。	

2 静岡市消防局

市警戒対策本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置をとる。

- (1) 情報の収集と伝達
- (2) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- (3) 市民への避難指示の伝達
- (4) 出火防止のための広報

3 県警察本部(牧之原警察署)

地震防災応急対策としておおむね次の措置をとる。

- (1) 地震関連情報(交通情報)の収集及び提供(防災ヘリ等による偵察含む。)
- (2) 民心安定等のための広報
- (3) 避難指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
- (4) 社会秩序維持のための取り締まり等
- (5) 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

4 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 1 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 2 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 3 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 4 利用者等の社会的混乱を防止する活動 5 県及び市が実施する応急対策の連絡調整 6 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 7 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策としておおむね次の措置をとる。

- (1) 指定地方行政機関

機関名	地震防災応急として講ずる措置
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部御前崎海上保安署)	1 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 2 湾内における船舶交通の制限、禁止 3 海水浴客等に対する情報伝達 4 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 5 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	1 県知事に対する東海地震予知情報の通報 2 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 3 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合の気象本庁への報告と適切な措置

機関名	地震防災応急として講ずる措置
国土交通省 中部地方整備局	1 施設対策等 (1) 河川管理施設等の対策等 (2) 道路施設対策等 (3) 港湾施設対策等 (4) 営繕施設対策等 (5) 電気通信施設等対策等 2 災害対策用建設機械等の出動及び管理 3 他機関との協力 4 広報
国土交通省中部運輸局	1 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 2 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視行政相談センター)	被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備

(2) 指定公共機関

機関名	地震防災応急として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社	1 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 2 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 3 郵便物等の被災防止
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	1 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 2 防災関係機関の重要通信の優先接続 3 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本赤十字社静岡県支部	1 医療救護班の派遣準備 2 血液製剤の確保及び供給の準備 3 救援物資の配布準備 4 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(静岡放送局)	1 地震に関する情報の迅速な伝達 2 市及び防災関係機関の依頼によるテレビ・ラジオによる防災放送

機関名	地震防災応急として講ずる措置
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	1 警戒宣言等の伝達 2 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 3 交通対策 4 緊急点検
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力パワーグリッド株式会社	1 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 2 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 3 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し、対策の促進 4 電気による災害の予防広報の実施 5 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 6 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機関名	地震防災応急として講ずる措置
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会 (中部支部南榛原地区会)	1 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報 2 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	1 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 2 バスの運転規制 3 バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部支部) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	1 報道特別番組の編成 2 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 3 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

機関名	地震防災応急として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	1 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 2 救護班の派遣又は派遣準備
社団法人静岡県警備業協会	警戒宣言発令後の道路交差点での交通整理支援
土地改良区 (牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 2 緊急点検

(4) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	地震防災応急として講ずる措置
社会福祉法人牧之原市 社会福祉協議会	1 所管する施設の利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 2 市の防災活動への協力 3 ボランティア団体等の受入れ準備
榛原医師会 榛原歯科医師会 榛原薬剤師会	1 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 2 救護班の派遣又は派遣準備
静岡県石油業協同組合 (榛原支部)	1 災害対策に必要な燃料等の供給確保 2 警戒宣言時における避難者の救援 3 石油類等危険物の安全対策
ハイナン農業協同組合	食料及び緊急物資の調達に関わる準備
牧之原市商工会	1 会員・各社への食料及び日用品の価格安定の指導 2 食料及び緊急物資の調査に関わる準備
牧之原市建設業関係団体	1 災害時における防災活動の応援のための準備 2 公共工事箇所の安全対策
牧之原市管工事協同組合	水道施設の点検及び飲料水の確保に関する協力
防災上重要な施設の管理者	1 所管に係る施設についての防災管理 2 防災に関する保安措置、応急措置の実施 3 警戒宣言時における市の行う防災活動についての協力

5 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	地震防災災害応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	1 非常勤務態勢への移行 2 指揮所の開設 3 各部隊の災害派遣準備 4 部隊の展開開始 5 情報組織の展開 6 県庁等への連絡班の派遣 7 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方 隊ほか	1 指揮所の開設準備 2 各部隊の災害派遣準備 3 県庁等への連絡班の派遣等 4 県及び防災機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)ほか	1 非常勤務態勢への移行 2 指揮所の開設 3 情報組織の展開 4 県庁等への連絡班の派遣 5 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機関名	地震防災災害応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	1 県庁等への方面現地調整所の開設 2 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 3 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊横須賀地方 隊ほか	1 指揮所の開設 2 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 3 地震防災派遣を開始 4 東部方面総監部への連絡員の派出 5 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)ほか	1 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 2 地上部隊の災害派遣の準備 3 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 4 救難機の周辺基地への集中 5 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

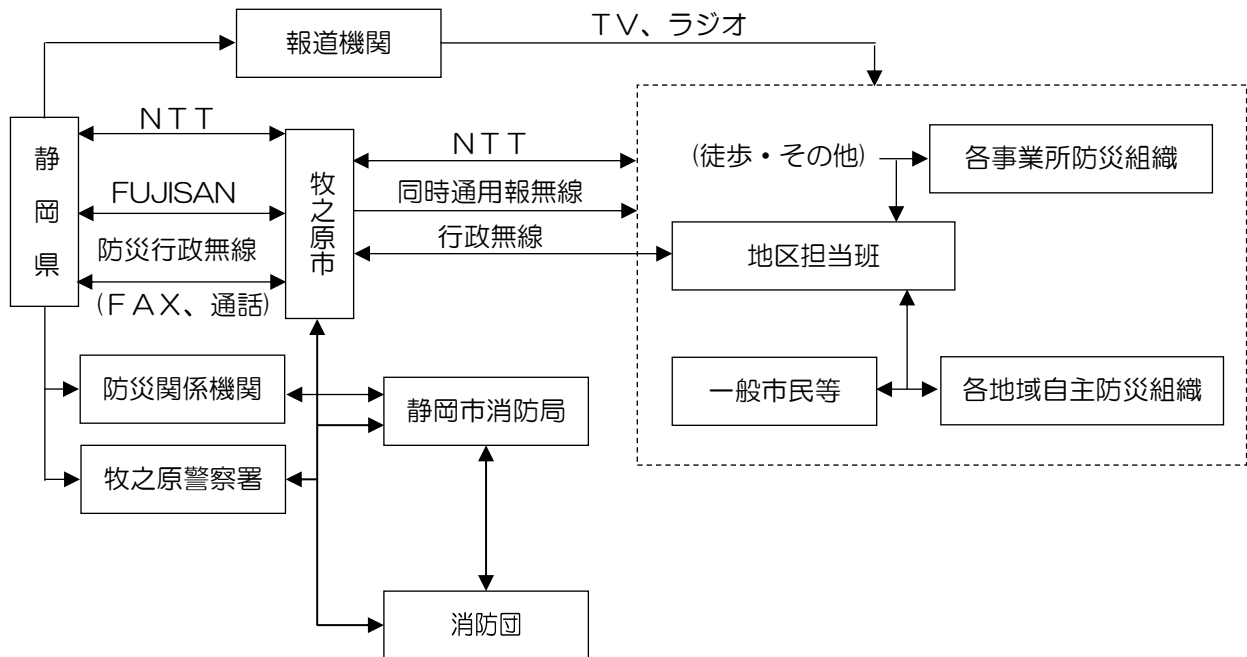
第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 市

区分	内容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知	1 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、原則として当直者等在庁職員等が行う。 なお、市警戒対策本部設置後においては、市警戒対策本部において受理する。 2 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに地震防災信号(サイレン・資料編 16-6)を用いて市民等に伝達する。 3 警戒対策本部員、その他の職員に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送により行う。 なお、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ定めた方法等により職員に伝達する。 4 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、同時通報用無線、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図る。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための情報収集及び伝達は、市防災行政無線等により行う。 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 1 避難の状況 2 交通機関の運行及び道路交通の状況 3 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 4 ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 5 情報の変容、流言等の状況 6 市民生活、社会・経済活動等の状況 7 避難指示又は警戒区域の設定(地震防災応急対策実施時のみ) 8 消防職員の配備要請(地震防災応急対策実施時のみ) 9 消防団員等の配備命令(地震防災応急対策実施時のみ) 10 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等(地震防災応急対策実施時のみ) 11 観光事業者に対する宿泊客及び海浜客の避難誘導等(地震防災応急対策実施時のみ)
地区の情報収集責任者	情報収集責任者は地区担当班職員とし、収集した情報を市警戒対策本部に速やかに伝達する。

【情報の収集及び伝達系統図】



2 防災関係機関

区分	内容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届ける。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	1 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集伝達する。 2 県警戒本部への報告 県が定めた情報広報実施要領に定める項目について、速やかに報告する。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮する。

1 市

区分	内容
広報事項	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとする。 主な広報事項は、次のとおりである。 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報 2 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 3 交通機関運行状況及び道路交通情報 4 家庭において実施すべき防災対策 5 民心安定のための市民に対する呼びかけ 6 自主防災組織に対する活動実施要請
広報実施方法	1 同時通報用無線放送、広報車、消防車等による広報 2 自主防災組織を通じての連絡

2 防災関係機関

区分	内容
広報事項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合は、市と連携を密にするものとする。

3 地域市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域市民等は、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行なうよう努める。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報原	情報の内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言、知事・市長の放送要請事項
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線放送、広報車、消防車等	主として市域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示等(緊急速報メール)
自主防災組織等を通じての連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達
インターネット	主として市域内の情報、指示、指導等

4 観光客等が情報入手する方法

地震防災に関する情報は、それぞれの方法により伝達されるので、観光客等は各人がそれぞれ正確な情報収集を行い正しい状況判断により的確な防災対応をする。

情報原	情報の内容
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等
同時通報用無線放送、広報車、消防車等	主として市域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示等(緊急速報メール)
自主防災組織等を通じての連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ市民の生命、身体及び財産を市民自身で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	1 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ 4 市民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ 5 東海地震注意情報発表時に、津波・地すべり・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施に当たっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	--

【警戒宣言発令時】

区分	内容
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
情報の収集・伝達	1 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 2 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。 3 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
防災用資機材等の	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

配備・活用											
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 277 727 398">家具の 転倒防 止</td><td data-bbox="727 277 1374 398">家具類の固定状況を確認する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="480 398 727 519">落下等 防止</td><td data-bbox="727 398 1374 519">タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を実施する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="480 519 727 640">出火防 止</td><td data-bbox="727 519 1374 640">火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を実施するとともに、火はできる限り使わない。</td></tr> <tr> <td data-bbox="480 640 727 819">備蓄食 料・飲 料水の 確認</td><td data-bbox="727 640 1374 819">備蓄食料及び飲料水を確認する。</td></tr> <tr> <td data-bbox="480 819 727 990">病院・ 診療所 の外来 診療</td><td data-bbox="727 819 1374 990">災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td></tr> </table>	家具の 転倒防 止	家具類の固定状況を確認する。	落下等 防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を実施する。	出火防 止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を実施するとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食 料・飲 料水の 確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。	病院・ 診療所 の外来 診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
家具の 転倒防 止	家具類の固定状況を確認する。										
落下等 防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を実施する。										
出火防 止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を実施するとともに、火はできる限り使わない。										
備蓄食 料・飲 料水の 確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。										
病院・ 診療所 の外来 診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。										
避難活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1012 592 1525">避難行動</td><td data-bbox="592 1012 1394 1525"> 1 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の市民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地(資料編 14-1)へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 2 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合は、自主防災組織において避難地まで搬送する。 3 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区(警戒宣言が発令されたときに市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 4 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合は、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="454 1525 592 1718">避難生活</td><td data-bbox="592 1525 1394 1718"> 1 避難生活に必要な天幕、ビニールシート等の準備をする。 2 応急処置活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。 3 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市警戒本部等と連絡を取り、その確保に努める。 </td></tr> </table>	避難行動	1 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の市民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地(資料編 14-1)へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 2 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合は、自主防災組織において避難地まで搬送する。 3 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区(警戒宣言が発令されたときに市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 4 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合は、付近の安全な空地等への避難を勧める。	避難生活	1 避難生活に必要な天幕、ビニールシート等の準備をする。 2 応急処置活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。 3 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市警戒本部等と連絡を取り、その確保に努める。						
避難行動	1 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の市民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地(資料編 14-1)へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 2 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合は、自主防災組織において避難地まで搬送する。 3 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区(警戒宣言が発令されたときに市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 4 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合は、付近の安全な空地等への避難を勧める。										
避難生活	1 避難生活に必要な天幕、ビニールシート等の準備をする。 2 応急処置活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。 3 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市警戒本部等と連絡を取り、その確保に努める。										
社会秩序の維持	1 ラジオ、テレビ、同時通報用無線放送等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。 2 生活物資買占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。										

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 市

区分	内容								
緊急輸送活動の基本方針	1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、原則として市が行う。 2 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合は、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。 3 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、市長は、県警戒本部に対し、必要な措置を要求する。								
緊急輸送の対象となる人員、物資等	1 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 2 緊急の処置を必要とする患者 3 その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (1) 食料 (2) 日用品等 (3) その他緊急に輸送を必要とするもの								
輸送体制の確立	1 緊急輸送の方法 (1) 陸上輸送 緊急輸送路(資料編 6-1)により必要な輸送を行う。 (2) 航空輸送 状況に応じて、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊の航空輸送による支援を県に対して要求する。この場合は、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。 (3) 海上輸送 原則として海上輸送は行わない。 2 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 (1) 緊急通行車両(資料編 6-12)の活用 (2) 民間車両の借上げ (3) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求 (4) 燃料の確保のための関係業界への協力要請								
緊急輸送の調整	市及びその他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市警戒本部において調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。 <table> <tr> <th>優先順位</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>市民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動準備のための輸送</td></tr> </table>	優先順位	内容	第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動準備のための輸送
優先順位	内容								
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動準備のための輸送								

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、原則として防災関係機関がそれぞれ行う。

第6節 自衛隊の支援

市長は警戒宣言発令時において地震防災応急活動を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県警戒本部に自衛隊の地震防災派遣を要請する。

区分	内容
派遣要請の要求手続	市長は、県中部地域局を通じて、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の地震防災派遣を要請する。 1 派遣を必要とする事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考とすべき事項
地震防災派遣部隊の受入れ	1 地震防災派遣部隊の集結地は、榛原総合運動公園及び相良総合グラウンドとし、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入れ体制をとるとともに、派遣部隊の連絡班について市警戒本部への派遣を要請する。 2 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び派遣部隊と緊密な連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者(以下「避難実施等措置者」という。)は、警戒宣言が発令されたときは、市民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等(介護者も含む)の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区分	内容
基本方針	1 地震の発生により津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)の市民等は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地(資料編 14-1)へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の市民等のうち要配慮者等(介護者等を含む)に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合は、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者等の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。 2 避難対象地区の市民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩による。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の市民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

	3 避難地では、自主防災組織の単位で行動する。 4 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者等に配慮する。 5 その他の地域の市民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合は、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
区分	内容	
避難指示等の基準	避難指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として避難指示を行うものとする。
	避難指示の伝達方法	市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の市民等に対し、同時通報用無線、広報車、消防車等により避難指示を行う。また警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請する。 なお、市長は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関しての周知事項	市、静岡市消防局、牧之原警察署は、常日頃から避難対象地区市民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 1 避難対象地区の地区名 2 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 3 避難経路及び避難先 4 避難する時期 5 避難行動における注意事項(携行品、服装等)
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合は、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、避難指示に関しての周知事項に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市長は、警戒宣言が発令されたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、市民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難の方法	地域市民の避難	市及び自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難地に避難する。この場合も、安全な場所を集合場所とし、その場所で人員等を確認して、まとまって避難地に移動する。
	病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入する施設の避難	1 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに従事者に所要の訓練を実施する。また、市が定めた避難地を避難先とする場合は、あらかじめ市長と協議する。 2 避難の実施に当たっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導する。また、管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行う。
	保育園、幼稚園及び学校の避難	1 園児、幼児、児童及び生徒は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引渡す。 2 引渡しができない園児、幼児、児童及び生徒については、校内等で適切な場所に避難する。

区分	内容
避難計画の作成	1 避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域市民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。 2 避難計画の策定に当たっては、要配慮者等の避難誘導、避難地での生活等に配慮する。
避難状況の報告	1 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は牧之原警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(2)に関する報告を求めない。 (1) 避難の経過に対する報告 — 危険な事態その他異常な事態が発生した場合は、直ちに行う。 ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む) イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置 ウ 市等に対する要請事項 (2) 避難の完了に関する報告 — 避難完了後速やかに行う。 ア 避難地名 イ 避難者数(うち観光客・要配慮者等の数) ウ 必要な救助、保護の内容 エ 市等に対する要請事項 2 市は、避難状況について、県へ報告する。

2 避難所の設置及び避難生活

区分	内容
基本方針	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする市民のために避難所を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
避難所の設置及び避難生活	避難生活者 1 避難所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。 2 食料飲料水等の生活必需品は、各人が7日分を準備することを原則とする(非常持出品含む)。 3 観光客へは該当する観光事業者が用意するが、周囲の状況に応じて市民との不公平がない様に配慮する。
	設置場所 1 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 2 原則として公園、学校のグラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間 警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 なお、避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

区分	内容
避難所の設置及び避難生活	避難所の運営 1 避難所の運営は、避難者で構成する運営組織が行い、学校等施設管理者及び市は、これに協力するものとする。 なお、自主防災組織等は、平時において学校施設の管理者及び市の協力を得て、避難地の運営に必要なマニュアル等を整備しておくものとし、避難者及び自主防災組織等は、学校等施設の管理者及び市と連携して運営組織を立ち上げるものとする。 2 市は避難所の運営等の支援を行うために必要な市職員を配置する。 また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 3 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 4 避難所運営組織は、避難所の運営に関して役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生じる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

区分	内容
予想される混乱	1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 2 帰宅者による道路の混乱 3 電話のふくそう 4 避難による混乱 5 自動車による道路交通の混乱 6 買い出し、旅行者等の混乱
市の実施事項	1 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報により、各種の混乱の生じるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施する。 2 物資、物価対策 (1) 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 (2) 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
牧之原警察署の実施事項	牧之原市警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備の措置を実施する。 1 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。 2 犯罪情報の収集を行う。 3 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 4 集団不法行為、暴行行為の予防、取締りを行う。 5 流言飛語が横行した場合は、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 6 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 7 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通確保活動

警戒宣言発令時の道路交通、航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じ交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区分	内容
東海地震注意情報発表時	1 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 2 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	1 走行中の車両は次により行動する。 (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 (3) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 2 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

区分	内容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 1 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 2 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 3 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 1 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 2 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 3 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。(資料編 6-3) 4 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 5 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区分	内容	
県内への一般車両の流入制限	1 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。 2 県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。	
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。	
交通規制	警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 1 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路ほか	
緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。	
	路線	検問所設置場所
	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC
	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC
	東富士五湖道路	須走 IC
	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
	国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点

(4) 緊急輸送車両の確認等

ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両について申出することができる。

ウ これらの申出等及び確認の手続きについては、(資料編 6-7「緊急通行車両の事前届出手続」)等に定める。

2 海上交通の確保

区分	内容	
東海地震注意情報発表時	海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 2 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 3 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。	
警戒宣言発令時	海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港	海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 1 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 2 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。
	港則法の適用を受けない漁港	漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとるよう要請するものとする。 1 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 2 避難できない船舶については、係留を完全に行う。 3 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

3 航空交通の確保対策

区分	内容
東海地震注意情報発表時	空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。 1 空港の運用は、継続する。 2 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 3 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。
警戒宣言発令時	空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 1 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。 2 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における食料、飲料水、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。 4 市は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 5 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 6 市民は、備蓄食糧・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	---

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

1 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、市民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 2 市の緊急物資の供給は前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。 3 市民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。
--

(2) 市及び自主防災組織等がとる措置

実施主体	内容
市	1 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域市民で非常持ち出しがでなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた場合は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。 2 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。 3 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 4 緊急物資の集積所(資料編 5-2)の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
自主防災組織及び市民	自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。
観光事業者の措置	観光事業者は、宿泊客や観光施設利用者のために、備蓄物資の点検、確認等を行い、周囲の市民の状況を考慮して配分する。

2 飲料水等の確保

市及び自主防災組織等は、地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内容
市	1 市民に対して、備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 2 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 3 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 4 応急復旧体制の準備をする。 5 指定工事事業者(資料編 8-7)へ依頼する。
自主防災組織及び市民	1 飲料水及び生活用水を1人1日3リットルを基準におおむね世帯人員の7日分以上で可能な範囲で貯水する。 2 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。
観光事業者の実施事項	1 宿泊客等に対応する為、可能な範囲で貯水する。 2 施設内の応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

実施主体	内容
市	1 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 2 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 3 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 4 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 5 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内容
市	1 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 2 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

ア し尿処理

実施主体	内容
市	1 関係機関との連絡体制等について確認する。 2 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 3 し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 4 し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。

イ 廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理

実施主体	内容
市	1 関係機関との連絡体制等について確認する。 2 仮集積場(資料編 10-7)の確認を行う。 3 ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節 市有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設

無線機器管理取扱規定に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

1 通信施設(予備電源を含む)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置をとる。 2 充電式携帯無線については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。 3 通信施設に必要なインクカートリッジ等の在庫点検を行う。 4 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。
--

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため必要な資機材等の調達に当たっては、建設業協会(資料編 7-20)等に対して、東海地震注意情報発表時には、調達連絡体制の確保、調達資機材の種類・数量の確認等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容				
港湾及び漁港施設等 (資料編 7-17、7-18)	次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。 <table border="1"> <tr> <td>防潮施設等</td><td>津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、市民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。</td></tr> <tr> <td>岸壁等</td><td>緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。</td></tr> </table>	防潮施設等	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、市民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。	岸壁等	緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。
防潮施設等	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、市民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。				
岸壁等	緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。				
河川及び海岸保全施設 (資料編 7-15、7-16)	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、市民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。				
ため池及び用水路 (資料編 7-12)	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。				
道路	1 道路利用者に対して、パトロールカー等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 2 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。				
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等 (資料編 7 建設・港湾)	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・市民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。				
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。				
榛原・相良両庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	榛原・相良両庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。				
水道用水供給施設及び工業用水道施設 (資料編 8 水道関係)	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。				

【警戒宣言発令時】

区分	内容				
港湾及び漁港施設等 (資料編 7-17、7-18)	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>防潮施設等</td><td> 1 津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 2 水防資機材の点検、配備を行う。 </td></tr> <tr> <td>岸壁等</td><td>緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。</td></tr> </table>	防潮施設等	1 津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 2 水防資機材の点検、配備を行う。	岸壁等	緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
防潮施設等	1 津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。 2 水防資機材の点検、配備を行う。				
岸壁等	緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。				
河川及び海岸保全施設 (資料編 7-15、7-16)	津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。				
ため池及び用水路 (資料編 7-12)	1 ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。 2 必要に応じ地域市民に対し避難の指示をする。				
道路	1 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対し行う。 2 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 3 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 4 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 5 幹線避難路における障害物除去に努める。				
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等 (資料編 7 建設・港湾)	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・市民間の連絡体制を整える。				
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。				
榛原・相良両庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	榛原・相良両庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。				

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- | |
|--|
| 1 コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
2 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
3 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。 |
|--|

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区分		内容
水道(市等)		飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力 (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)		- 電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。 - 浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。
ガス(LPGガス会社)		ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
通信 (NTT西日本株式会社、株式会NTTドコモ東海支社)		平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
放送		- 東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等の取るべき行動等について放送を実施する。 - 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
市中金融		- 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 - 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
鉄道	列車の 運転規制等	旅客列車については、運行を継続する。 ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に 対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス		- 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 - 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 - 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 - 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。
道路		- 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 - 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 - 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

区分	内容
旅客船	1 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。 2 乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 3 警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 4 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	1 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) 2 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 3 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) 4 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)
百貨店・スーパー等	1 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 2 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 3 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
静岡空港	1 平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等についても周知する。 2 警戒宣言発令時の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区分	内容
水道(市等)	1 飲料水の供給は継続する。 2 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	1 電力の供給は継続する。 2 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。 3 浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。
ガス(L Pガス会社)	1 ガスの供給は、ガス使用者が支障を采さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 2 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

区分	内容	
通信 (NTT西日本株式会社、 株式会NTTドコモ東 海支社)	1 あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 2 必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、NTT西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 3 災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板web171の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 4 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。	
放送	1 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的とし東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 2 地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。	
市中金融	金融機関の営業	1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (1) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (2) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (3) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。 (4) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合は、その営業を停止することができる。
		2 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (1) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (2) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。 (3) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合は、その営業を停止することができる。
		3 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
		4 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。
		5 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
		保険会社及び証券会社の営業
	2 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。	
3 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。		
4 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開		

区分		内容	
		する。	
鉄道	指定公共機関である鉄道	運転規制等の 列車の 新幹線	1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
		旅客等に対する対応	1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
	指定地方公共機関である鉄道		1 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 2 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。
バス			1 バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 2 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道路			1 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 2 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 3 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 4 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 5 走行車両は低速走行する。
旅客船			1 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。 2 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあっては、速やかに最寄りの港に着岸し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 3 着岸中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 4 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。
病院・診療所			1 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を

地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項 (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 (5) 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
	3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること (1) 東海地震注意情報の内容と意味等 (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 (3) 冷静な対応の実施 (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	4 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 (2) 情報収集・伝達手段の確保 (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項

	(8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 (9) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
共通に定めるべき事項	4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容 (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	5 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「病院・診療所」に準ずる。
	警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「病院・診療所」に準ずる。
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	1 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 2 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 3 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 4 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 3 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 4 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げ)	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒そ

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
る施設又は事業所)		の他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「バス」、「静岡空港」に準ずる。
	警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「バス」、「静岡空港」に準ずる。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	東海地震注意情報発表時	1 市教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 2 学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 3 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。
		生徒等が在校・在園(所)中の場合は、各学校等は次の措置を講ずる。 1 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 2 避難対象地区に指定されていない地域にある学校においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 3 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	警戒宣言発令時	1 生徒等が在校中の場合は、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。 2 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (1) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 (2) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
			されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
社会福祉施設		警戒宣言発令時	1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (1) 家族等への引渡し (2) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
放送事業		東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「放送」に準ずる。
		警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「放送」に準ずる。
その他の施設又は事業	道路	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「道路」に準ずる。
		警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「道路」に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「ガス(LPガス会社)」に準ずる。
		警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「ガス(LPガス会社)」に準ずる。
その他の施設又は事業	水道事業	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「水道(市等)」に準ずる。
		警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「水道(市等)」に準ずる。
	電気事業	東海地震注意情報発表時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【東海地震注意情報発表時】「電力(中部電力株式会社)」に準ずる。
		警戒宣言発令時	「第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の設置」【警戒宣言発令時】「電力(中部電力株式会社)(中部電力パワーグリッド株式会社)」に準ずる。
	従業員1,000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を定める。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定める。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区分	内容								
各施設が共通して定める事項	1 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 2 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 3 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 4 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検								
施設の特性に応じた主要な個別事項	1 病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。 <table border="1"> <tr> <td>病院</td><td>東海地震注意情報発表時の診療体制</td></tr> <tr> <td>学校</td><td> 1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域市民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等 </td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>入所者の移送又は家族等への引渡し方法</td></tr> <tr> <td>水道用水供給施設</td><td>警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備</td></tr> </table>	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制	学校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域市民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法	水道用水供給施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備
病院	東海地震注意情報発表時の診療体制								
学校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域市民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等								
社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法								
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備								

【警戒宣言発令時】

区分	内容								
各施設が共通して定める事項	1 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立 3 避難誘導等利用者等の安全確保措置 4 消防、水防等の事前措置 5 応急救護 6 施設及び設備の整備及び点検 7 防災訓練及び教育、広報								
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。 <table border="1"> <tr> <td>病院</td><td>警戒宣言発令時の診療体制</td></tr> <tr> <td>学校</td><td> 1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等 3 救護所が設置される場合の受入れ方法 </td></tr> <tr> <td>社会福祉施設</td><td>入所者の移送又は家族等への引渡し方法</td></tr> <tr> <td>水道用水供給施設</td><td>溢水等による災害予防措置</td></tr> </table>	病院	警戒宣言発令時の診療体制	学校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等 3 救護所が設置される場合の受入れ方法	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法	水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置
病院	警戒宣言発令時の診療体制								
学校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等 3 救護所が設置される場合の受入れ方法								
社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法								
水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置								